

海外療養費の申請方法

(申請期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間)

1. 海外へ渡航される際に「診療内容明細書 (Form A)」「領収明細書 (Form B)」の用紙を国外へ携帯してください。
2. 海外で治療を受けた場合は、まず、治療費の全額を医療機関へ支払ってください。次に、「診療内容明細書 (Form A)」「領収明細書 (Form B)」を医師に記入してもらいます。なお、月をまたがって受診した場合は1ヵ月単位で作成してもらってください。
3. 帰国後、市役所窓口へ必要書類を持参し、海外療養費の申請を行ってください。

【必要書類】

- ・ 海外療養費申請補足書
 - ・ 診療内容明細書 (Form A)
 - ・ 領収明細書(医科、歯科用) (Form B)
 - ・ 診療内容明細書と領収明細書の日本語訳
 - ・ 海外の医療機関に支払った治療費の領収書
 - ・ 認め印 (朱肉を使用するもの)
 - ・ 振込先がわかるもの (通帳など)
 - ・ パスポートの写し (入出国確認のため)
4. 申請後、国保連合会にて診療内容を審査し、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給金額を決定します。支給まで数ヶ月かかりますのでご容赦下さい。

※ 診療内容明細書と領収明細書を記載してもらうにあたり費用がかかる場合が考えられますが、その費用は申請者の負担となります。

※ 診療内容明細書と領収明細書の日本語訳を作成する費用は申請者の負担となります。